

## H21 団地化交付金について

### 1 基本要件

- (1) 水稻生産調整を達成していること。
- (2) 集荷円滑化対策に加入していること。
- (3) 対象作物の出荷・販売がされていること。

### 2 団地化の例

#### 例1 (作物型)

黒大豆 20 a	小豆 20 a	黒大豆 20 a	黒大豆 20 a	小豆 20 a	黒大豆 20 a
黒大豆 20 a	トマト 20 a	スイカ 20 a	さといも 20 a	なす 20 a	かぼちゃ 20 a

団地化は「面」でつながるように（「点」ではダメ）

- ① 転作作物作付水田により 2 ha 以上の団地連担達成（全体で 240 a = 2.4ha）。
- ② 助成対象作物の同一分類 1 ha 以上の連担達成（黒大豆・小豆で 140 a = 1.4ha）。  
\* 黒大豆、小豆、枝豆は 1 農家で 5 a 以上作付し、共済に加入していること。
- ③ アミかけ部分が助成対象。  
\* 枝豆については、農薬の使用基準及び使用時期が黒大豆・小豆と異なる為、別とする。

#### 例2 (施設型)

施設型 ミズナ 20 a	施設型 ミズナ 20 a	施設型 ミズナ 20 a	施設型 ミズナ 20 a	施設型 九条ねぎ 20 a	ハウス トマト 20 a
--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	---------------------	--------------------

- ① 転作作物作付水田により 1 ha 以上の団地連担達成（全体で 120 a = 1.2ha）。
- ② 助成対象作物の 1 ha 以上の連担達成（施設型ミズナで 100 a = 1 ha）。  
\* 施設型ミズナ、九条ねぎは、1 農家で 5 a 以上、合計年 3 作以上作付、出荷していること。
- ③ アミかけ部分が助成対象。

#### 例3 (団地助成の対象とならない場合)

黒大豆 20 a	小豆 20 a	さといも 20 a	スイカ 20 a	小豆 20 a	黒大豆 20 a
黒大豆 20 a	トマト 20 a	スイカ 20 a	小豆 20 a	なす 20 a	かぼちゃ 20 a

- ① 2 ha 以上の団地連担は達成されているが、対象作物で同一分類のうち 1 ha 以上の連担が未達成。

### 3 作物分類

	同一分類	交付金額
I	黒大豆・小豆	団地連担面積 2 ha 以上 15,000 円/10 a
II	枝豆	
III	タマネギ・ブロッコリー	
IV	集落単位で定める 1 作物*	団地連担面積 1 ha 以上 2 ha 未満 5,000 円/10 a
V	飼料作物・飼料稲 (WCS)	
VI	施設型ミズナ・施設型九条ネギ	団地連担面積 1 ha 以上 15,000 円/10 a
VII	施設型採種	

\*別途要件有り